

対抗軸から「制度」化へ

——韓国・文解運動の軌跡と日韓識字交流——

川瀬 俊治

要約

識字運動(韓国では文解運動)を通じた日韓交流が二〇〇二年から始まっている。相互に生徒、教師が識字教室を訪れたりしてきたが、韓国の運営を目的にした日本側の感想は一樣に「一千万円もの年間運営費を市民のキャンパで集め、生徒だった人からも教師を育てている。あの迫力はどこからくるのか」と感想を述べる。そのカギは日本の植民地支配、解放後の軍事独裁政権に闘いを挑んできた反植民地闘争、民主化闘争の歴史を抜きに考えられない。本稿では文解運動の歴史を明らかにし、日韓識字(文解)交流の一助としたい。

はじめに

すでに一七年の歳月が流れたが、一九八七年一〇月、韓国ソウルで二〇代の主婦(二九歳)が朝鮮語を読み書きできないことを悲観して服毒自殺する事件が起きた。新聞報道によれば、事件は「家庭の事情でほとんど国民

学校に通えず文字を読むことができなかったが、最近、幼稚園に通う長男がことばを尋ねても答えられないことを悲観して服毒自殺した」(『朝鮮日報』一九八七年一〇月一〇日一面)という衝撃的なものだった。別の報道では自殺した女性は「文を読めないことを非常に恥ずかしく思い、町内の子どもに菓子を与えて家族に内緒で少しずつ学んだ」(『東亜日報』一九八七年一〇月一〇日七面)

というが、通園する長男の問いに対して「文字を知らないから答えてやることができず悲観し、『死にたい』ともらしていた」（『朝鮮日報』）という。

この記事は、韓国の非識字者（韓国では非文解者^{ビムネ}という）の実態、とりわけ三〇〜四〇代の女性がどのような社会的原因で非識字に追い込まれたかというテーマで研究したペク・チョンジユの修士論文の中で紹介されたものだが、事件が非識字者の問題を高齢者の問題とみていた社会通念を覆す取り組みを迫るものであったにもかかわらず、事件に対する対応は「言論と社会の無関心さを見せつけた³」とペクは批判している。報道の扱いは社会面ベタ記事（『朝鮮日報』）、記事こぼれ話（『東亜日報』）の扱いであり、以後、事態の重要性を認識しての検証、特集記事などが組まれることはなかった。

本稿のテーマは韓国文解運動^{ムネ}の歴史の解明とともに近年の日韓識字交流についてもふれることだが、冒頭の悲劇を生んだ非識字者の苦悩は、人権上重大な問題として韓国社会にいまも横たわっている。二〇〇二年夏からの日韓識字交流（国際識字年の一九九〇年から日韓研究者による交流が始まったが、文解教育・夜間中学の生徒・教師が相互に訪問するのは二〇〇二年夏から）で韓国の運動と日本の夜間中学をつないだ東京・荒川九中（夜間中学）卒

業生高野雅夫さんは、文字を奪われた少年時代を振り返って、象徴的に「文字は空気だ⁴」と語ってきたが、一九八七年に自殺した冒頭の若い母親は、その「空気」を奪われるに等しい苦闘を生きてきたのだ。同様な苦悩は彼女だけにとどまらず今も繰り返されているからこそ、人権上看過できない問題なのである。

一九九一年に始まったソウル市近郊・安養市^{アヤン}の識字学級に通う若い三〇代の母親の一例がある。初等学校二年の娘の学校訪問で担任の教師から「あなたの娘は問題児だ。学校に来る必要がない」と言い放たれ、衝撃を受けたという。非識字者であるこの母親は、娘の宿題や学校から連絡があった学用品準備などの意味がわからず対応できなかつた。娘は食事の仕度など家事を手伝って、家計を支えるために新聞配達や牛乳配達をする母親を助けた。しかし、学校では授業についていけず落ち着きがなく、教師から「来なくていい」とまで言われたのだ。文字を知らないことが子どもの人生までも苦境に追い込むことに、「死にたい」と識字教室の教師に告白したという。識字教室で文字を獲得することは死から脱出することだったのだ。一九九〇年代半ばのことだ（二〇〇四年八月二六日、安養市民大学の関係者への取材から）。

一 日本植民地時代の朝鮮の文解運動

では、なぜ深刻な非識字者の問題が韓国社会で認識されずにきたのか。日本の植民地支配からの解放後、一九五八年までの間、国家建設の課題として行われた非識字克服の取り組みで多くが識字者となり、これ以上の対応は不必要と見たことがまずあり、一九五〇年六月に始まった義務教育で就学率が六〇年以降九〇%後半という高率を示したことも、それに拍車をかけたとみられる。

これらは後述することにし、まずは日本の朝鮮支配の時代からの識字問題に簡単にふれたい。朝鮮総督府国政調査報告では一九三〇年五月一日、総人口二一〇五万八三〇五人のうち非識字率（ここでは朝鮮語とかな文が読み書きできないことを指す）は七六・四%、一六〇八万二一五六人に上ると記述している。⁵とりわけ女性の非識字率は九〇・五%だった。⁶また、朝鮮総督府の一九四四年五月一日現在の人口統計調査では、一三歳以上の南朝鮮地域の非識字率は七七%であったという統計も残っている。⁷また当時の公立普通学校の就学率一九・九%⁸などから類推して、非識字者数一四〇〇万人（非識字率六八・五%）を紹介した当時の論考もある。⁹

朝鮮王朝時代から続いた民族教育機関を書堂^{ソドン}といつた。朝鮮総督府の教育政策は二六年の植民地統治で時期により異なるが、朝鮮語教育を弾圧し国語を日本語とする日本人化政策を推し進め、朝鮮での教育は皇国臣民化、戦争遂行と深く結びつき、その流れで戦争末期、就学の義務化が位置づけられたのである（義務化は計画されたが日本の敗戦で実施されなかった¹⁰）。朝鮮総督府の前身である韓国統監府時代（一九〇五〜一〇）から朝鮮人の私立学校運営に制限を加え、「韓国併合」後は一九一一年の私立学校規則、一九一五年の大幅改訂で取り締まり強化した経緯をもつが、民間教育の書堂も例外ではなく、一九〇八年「書堂に関する訓令」の時点で日本語（国語）を奨励、一九一八年二月の朝鮮総督府令第一八号「書堂規則」では開校・廃止の道知事への届出義務を規定した（第一、二条）。¹¹さらに公立普通学校への就学を奨励したことなどから、ピーク時の一九一九年には二万五四六カ所の書堂に二六万余在籍した生徒が、¹²一九三八年には五九四四カ所、一六万九九九人に減少した。¹³

一九二〇年代から、キリスト教会日曜学校や他の民間団体などによる朝鮮語講習会などは、書堂のような規制を加える個別法がなかったことから増加する。しかし朝鮮語を抹殺して日本語を強要していく朝鮮総督府の植民

地政策は、一九二〇年代終盤になると、単に朝鮮語を教えるだけの夜間の識字教室であっても朝鮮語講習会と認定して監視、禁止するところもでてきた。¹⁴ただ、夜学でも労働夜学は民族解放闘争の性格をもっていた。一九〇七年に馬山労働夜学として始まった後、各地に広がり、一九二〇年代には合法独立闘争をへて、三〇年代は弾圧により地下にもぐる。なお記録上最初の夜学は一九〇六年開設の咸鏡南道咸興の普成夜学とされている。¹⁵

植民地下で朝鮮語を学ぶことが弾圧の対象であったのだが、朝鮮語学会や民族紙『朝鮮日報』『東亜日報』の識字運動は一九二〇年代後半から活発化した。朝鮮語学会は一九二一年に設立され標準語の普及と非識字の克服を目指す講習を展開し、三〇年七月から八月にかけ、中央基督教青年会館で開催された朝鮮語講習会をはじめとして講師派遣などに努めてきた。一九三二年、『東亜日報』がロシアの「民衆啓発運動」であるブ・ナロード運動を範とした運動を行い、これを後援して朝鮮語講習会を各地で開いた。『東亜日報』は一九三二年六月二四日社説「ブ・ナロードに総動員参加しよう」で、「文盲退治運動は民族的なすべての事柄の基礎にあり、個人的な問題ではなく民族に関わる問題だ」と明記した。識字が民族的主体を形成する基礎であるとの視点を恐れたのは、独立

運動を警戒する朝鮮総督府であった。新聞社社主側は運動をあくまでも「民衆啓発運動」に限定したが、参加学生は「民衆啓発運動」の機会をとらえた思想的な抗日教育とする事例が多かった側面をもつ。¹⁶

新聞社の識字運動の最初は、『朝鮮日報』が一九二七年一月六日付けで「ハングル」欄創設の必要性を説いた「時評」を一面トップ記事で報じた時とされる。記事は「自らの心は自らのことばで」と朝鮮語普及を謳い、「近頃勃興する『文盲打破』の運動は一九二七年が新たなスタートになるように努力するなら朝鮮民族のためになるにちがいない」と主張した。

本格的な運動は、二年半後の一九二九年七月一〇日付け社説で朝鮮語普及の必要性を力説してからだ。『朝鮮日報』地方部長で国語学者であった張志暎の提唱であり、夏休みを利用して学生を組織、農漁村での識字運動（帰郷学生文字普及運動）を展開した。一九二九年には九一面（村）で四〇九人の学生が参加、二八四九人が朝鮮語を学んだ。¹⁸また、一九三〇年には参加した学生は九〇〇人、朝鮮語学習者は一万五〇〇人を超えた。¹⁹『朝鮮日報』が配布した教科書『ハングル原本』は九万部に達した。²⁰翌一九三一年には三〇万部を配布し、一九三四年に運動は最高潮に達し、参加した学校は総数で一二五校、学

生数は五〇七八人にのぼった⁽²²⁾。これに朝鮮総督府は黙ってはいなかった。朝鮮総督府学務局長は事業の趣旨には賛同を示しながら学生が統制することに干渉、京畿道知事は個人教授を認めたものの朝鮮語講習会は不許可とし、管内の警察署と各中学校に通牒を出して妨害工作を行った⁽²³⁾。翌年一九三五年、ついに朝鮮総督府が禁止令を發布、それ以上運動が続けられなくなり、同年一二月、教科書一〇万部を印刷して読者に配布しただけの活動にとどまった。一九三六年にも同様に五〇万部印刷して運動は終息したのである⁽²⁴⁾。

一方、『東亜日報』は一九二八年の創刊八周年記念事業で「文盲退治運動」展開を提唱、一九二八年三月一日二面で「文盲退治大宣伝」と題して二日間にわたる事業を発表した。「少年団 地上宣伝行列」「飛行機空中宣伝飛行」「ラジオの宣伝講演」などを盛り込み、詳細は同月二七日二面で報じた。二七日社説には識字運動に関して論じ、非識字率が八割以上を占める現実について「政治上からの見地から見ても大きな反省が必要であり、朝鮮人自体も当局者もこのことに対して誠に誠意ある施策に着手することを勧める」と進言した。二八日社説も「文盲と経済生活」と題して「政治生活以上に経済生活で克服が至急求められることだ」と主張した。しかし、

運動開始直前の三月二十九日、朝鮮総督府警務局が禁止令を出し中止に追い込まれた⁽²⁵⁾。その理由は、「文盲退治」の表現がロシアから広まったものであり、赤く彩られた筋骨たくましい労働者がポスターに描かれているのは共產主義的色彩を帯びるものだった⁽²⁶⁾。一九三一年、再度前出のブ・ナロード運動が始まり、一九三五年に朝鮮総督府の禁止令が出されるまでの四年間でテキスト計二一〇万部配布、九万八五九八人の参加をみた⁽²⁷⁾。

すでに述べたように、植民地下朝鮮にあって識字は民族的主体形成の基礎であった。新聞社社主のねらいと参加学生側の意図が異なっても識字をとおして民族的主体の確立をはかる部分は共通していた。そこにこそ、『朝鮮日報』『東亜日報』のテキストが総計で三〇〇万部を超えて配布された最大の理由がある。朝鮮総督府はこれに対して弾圧を加え、最終的に禁止令によって朝鮮での識字運動をつぶすが、それまでも弾圧は恒常的であった。一九三一年、一四二カ所で開かれた『東亜日報』の朝鮮語講習会では一一カ所が禁止され、第二回（一九三二年）以降、最終の第四回（一九三四年）までに禁止あるいは中止されたのは計二二二カ所を数えた⁽²⁸⁾。

こうした識字運動が弾圧の対象であった事実は、現在の韓国の文解運動でも語られない史実だ。しかし、その

歴史が解放後の韓国の識字実態に表れるのである。なお朝鮮語を抹殺する動きの中で日本語を奨励する教育機関が誕生する。一九三四年に設置された公立普通学校付属の簡易学校が代表的で、「日本国民精神、日本語の読み、書き、話しの能力、職業に対する能力」などを目的として、一九四二年には一六八〇校、生徒数一一万七二一人を数えた。²⁹⁾

二 韓国の識字政策と文解運動

解放後、南北朝鮮の文解運動は独立国家建設のための国民教育運動として展開する。本稿では韓国のみ状況を記述するが、解放直後の非識字率としては一二歳以上で七八%という数字がある。³⁰⁾八〇%近い非識字者を生み出したのは日本が朝鮮語教育に弾圧をかけ、「文盲退治運動」を掲げた識字運動すらも禁止した植民地支配政策の影響が大きい。

韓国では解放後、南朝鮮を統治した米軍政庁が文教部に成人教育局を設置、一九四五年一二月には成人教育委員会を組織して識字教育事業を推進した。米軍政時代の主要な教育政策について、①初等学校教科書編纂事業及び普及、②民主教育理念の普及のための教師再教育講習、

③復線型学制を六・三・三・四制の単線型学制に改編――が列記されており、その次に、④文盲退治のための成人教育実施があげられるほど、識字教育は当時の政府にとって緊急の課題であった。

成人教育局は一九四六年六月には成人教育協議会に改編され、成人教育担当者の養成に乗り出し、一九四七年までに三回の講習会で三六四人（うち女性一〇四人）が受講した。これら成人教育担当者は市や郡、面、里、洞単位に国語普及所を設置し、三カ月単位で識字教育を行った。一九四六、四七年の講習会総計は四万六〇九三回に及び、受講生の数は二三九万五四八一人に達した。³²⁾国をあげての国文普及運動により、解放直後七八%あった非識字率が四二%に減少したとされる。³³⁾

行政の公民学校設立も識字率を高めることになった。一九四六年五月「公民学校設置要領」が発表され、それまで国民学校に就学できなかった人たちが入学した。二年ないし三年で初等基礎教育課程を履修するカリキュラムであり、少女科、成年科、補修科に組織され、一九四六、四七年の二年間で一六二万八七六人が受講した。³⁴⁾「解放後の文解教育運動に非常に大きい貢献をしたのが公民学校設立と運営だ」と評価されている。

一九四八年八月一五日、韓国政府が樹立されるが、非

識字克服は継続した課題であり、成人教育では公民教育部門で国文普及班が三〇歳以上の教育を担当するなど、教育組織上でも位置付けられた。³⁶⁾

朝鮮戦争での混乱から国家レベルでの識字教育運動の必要に迫られた。一九五四年から五年計画で展開されることになるが、前年の一九五三年段階ですでに国民学校国文普及班を通じた識字教育を行い、八四万部の教材を印刷、配布した。一九五四年～五八年までの五年で計五三九万四四一五人が学んだ。³⁷⁾ この結果、非識字者は四・一%（文教部調べ）に減少したとされる。³⁸⁾

この識字率の向上で国家による識字政策は姿を消す。一方で一九五〇年から実施された義務教育は一九六〇年以降一〇〇%近い就学率を示すようになる。前掲ペク・チョンジュ論文で紹介された就学率は、一九五四年に八二・五%、一九五五年に八九・五%、一九五六年に八九・九%、一九五七年に九一・一%、一九五八年に九二・五%、一九五九年に九六・四%と推移している。³⁹⁾ 一九六〇年以降は九〇%台後半の数字が常態である。ペク・チョンジュが言うように「一〇〇%近い就学率」だとすると非識字者は現れないはずだ。では、冒頭に紹介した非識字の苦痛から二〇歳代女性が自殺した事実は何を意味するのか。ペクは統計と現実の乖離を「政府の方針により

学校に就学させるのだが、実際にまったく学校に通えなかったり、中退した場合（三〇～四〇代女性の場合初等学校中退率が相当高い）は統計上考慮されていない」と分析している。⁴⁰⁾

義務教育実施後も非識字者が生み出されていた事實は、憲法で謳う義務教育における国民の権利が十分に保障されていないかつたことを意味する。同時に、憲法でも保障された生涯教育（韓国では平生教育と呼ぶ）で識字教育の必要性が背後に追いやられてきたことをも意味する。韓国では一九七〇年代からは社会教育の普及を通じて教育の格差を縮小させる目的から、大学をはじめとして政府機関、企業体などで社会教育プログラムが多様化していく状況をみせたが（具体的には、大学での生涯教育プログラム、マスコミや百貨店での文化プログラム、放送通信大学、大企業内の大学院教育課程、公務員教育など）、⁴¹⁾ 社会的底辺の人たちに対する基礎教育がなされることはなかったのである。

一九五四年からの五カ年の識字教育プログラムが終了して以降、識字運動を担ったのは宗教団体（キリスト教や仏教など）による識字教室や一九〇七年誕生の馬山労働夜学の伝統を引き継いだ各地の夜学、そして公民学校、地域の福祉センターなどであった。行政の補助金が出た

わけではない。二〇〇二年夏の日韓識字交流で、日本側の夜間中学生・教師などの一行が訪れた安養市民大学は、ビルの二、四階を借りて約四〇〇人の生徒が週五日、午前・午後と授業を受けていたが、約一億ウォン（日本円にして約一千万円）の運営経費は自費でまかなわれていた。日本からの参加者はこの自立の営みに驚いたわけだが、識字教育に対して無理解な国家の教育機能を民衆教育運動が代替してきたのである。

以下、解放後の民衆教育運動の中軸である夜学のあゆみを紹介したい。⁴²朝鮮戦争で一旦途絶えていた夜学はテントを張って教室を開いたことから「天幕夜学」と呼ばれた。学校教育から疎外された人たちが学ぶ非正規の学校として義務教育修了認定の検定試験教育を担う例が大勢を占めた。一九七〇年代に入ると、劣悪な労働条件改善を求め全泰壹^{チョンテイル}（韓国では全泰壹烈士と呼ぶ）焼身自殺事件が起きた。韓国社会が転換期にあったことを物語る象徴的事件であり資本主義社会での諸矛盾を露呈した悲劇だが、夜学でもこの時期、「検定試験教育は大部分の年少労働者夜学生の苦痛を根本的に解決できない」という反省が起きた。

以降、夜学はなお検定試験教育が大勢を占めていたものの、生活知識、教養教育を盛り込んだ「生活夜学」や、

労働法なども学ぶ「労働夜学」と呼ばれる多様な形態が出現した。朴正熙^{パクチョンヒ}大統領による一九七二年の維新体制以後、民主化闘争で大学を追われた学生たちは、民衆志向から夜学活動に参加するようになり、七〇年代末には民衆教育を実践、理論化したパウロ・フレイレの思想の影響を受け、「意識化教育理論」とも名づけられた咀嚼化が図られた。夜学活動家や大学生の間でパウロ・フレイレの研究会が生まれたのもこのころである。

一九八〇年五月一七日の光州民衆抗争^{グァンジュ}が韓国社会で民主化の「原点」とされるが、全斗煥^{チョンドフワン}政権下の民主化運動は様々な規制のもと外面的には縮小をみせた。しかし、運動内部では質的に発展をみせたとされる。夜学運動では一九八〇年二月五日に全国的な組織である全国夜学協議会が結成されるものの、四カ月後の六月には解体し、夜学の数も減少したものの、夜学の内実を問う質的な深まりがみられた。基督教夜学連合会は「（夜学の運動が―引用者）社会大衆もしくは一般労働者に対する政治的啓蒙、主体的意識化が目標なのか、労働運動家を養成するための教育なのか、学生運動の外部の活動なのか、あるいは地域労働者の中で行われる独立した知識青年運動なのか、労働者自身が現場の問題解決をやる意志と誇りをもっているのか⁴³」として、具体的な論議が発生したと当

時を振り返っている。こうした議論の積み重ね、運動の蓄積があつてこそ、韓国の文解運動が単なる文字の読み書きではなく、地域の社会的問題に取り組み運動へと流れ込んだとみていいだろう。なお、公教育の補完機能として検定試験教育を担う識字活動も一方で夜学は担っていたのである。

三 対抗軸から「制度」化を勝ち取る運動へ

一九八〇年中盤ごろからユネスコの活動などで韓国では国際的に社会教育への関心が高まり、文解教育の広報や事業が展開されたことに刺激を得て、社会教育関係の学者が文解教育に注目するようになった。具体的な展開では、一九八七年にユネスコ韓国委員会が「すべての人のための教育計画」を策定して国内委員会の活動が始まり、国際識字年の一九九〇年には韓国文解教育協会が設立され、広報や実務者の訓練が行われるようになる⁴⁴。

こうした国際的な潮流が韓国での識字運動に対して刺激を与えた側面はたしかにあるが、民衆教育運動が牽引した夜学運動、各地の識字教室の活動は国際的動向に受身的に反応したのではなく、文解運動の方向性を示す共同体指向（地域社会での識字以外の社会問題に取り組むこ

と）に結実していくのが特徴でもある。だから夜学の全国組織化（一九九七年全国夜学協議会連帯創立、二〇〇〇年全国夜学協議会に名称変更）、全国の文解教育団体の組織化（一九九九年全国文解成人基礎教育協議会（以下、全文協と略）の創立）が進む。さらには二〇〇四年二月、韓国の文解運動、教育団体が大同団結して、全国規模の文解教育ネットワーク、韓国文解基礎教育連合会が誕生する。これは、共同体指向の広がり、つまり韓国・民主化の基底に文解運動が位置していることを指し示す。

韓国政府の非識字者実態把握だが、全国的な調査を一九五八年以降行っていない。ただし一九七五年国勢調査では非識字率を八・五%とした⁴⁵。これが最後の記録である。ところが一九八〇年代のユネスコなどの国際的な各種統計資料では、ある時は三・五%、ある時は二・七%と報告し、「虚像の演出をした」と批判する研究者もいるほどだ⁴⁶。一九七五年国勢調査以降、何らかの識字問題解決の取り組みがなされているならば裏づけられる数字なのだが、何らの施策もなく現在に至ったからだ。「OECDのアメリカ、フランス、イギリスなど多くの国家が自国の成人非識字率を二〇%から二五%近い高率に報告しているのと対照的だ⁴⁷」と、「非識字終結論」を打ち出してきた政府のあり方に疑問を投げかけている。

最近では二〇〇二年末実施の韓国教育開発院の調査がある。満一九歳以上の成人三〇〇〇人を全国から抽出し、初等学校六年生水準の問題で八〇点（一〇〇点満点）以下を非識字に分類した結果、成人四人中一人が非識字であった。その数は七五七人、二五・二％を数えた。全く読み書きができない完全非識字者は二三五名、八・四％にもなった⁴⁸。これらの識字状況に対して運動体・全文協はすでに方針を決定している。二〇〇三年一月に出した「二〇〇三年文解学習権保障を促す共同体宣言」がそれであり、文解教育の立法化、文解教育の制度的整備などを謳っている⁴⁹。そういう意味では、対抗軸としての運動が制度化に向かって歩み始めた画期的宣言と位置づけられる。

全文協は二〇〇二年、〇三年と全国夜間校中学研究会に参加、〇四年七月に、教師・生徒など二二人が来日、日韓識字共同セミナーに出席し、被差別部落の識字教室と交流し、夜間中学も訪問した。日本側も二〇〇二年、〇三年夏に夜間中学の教師らが訪韓、識字教室などで交流した。二〇〇二年夏の交流後、日本側が刊行した冊子で「市民大学（安養市民大学―引用者注）の元気さの元は何か、日本の識字が忘れてしまっているものを明らかにしたい⁵⁰」としているが、これまで述べてきた韓国の文

解運動の歴史的歩みからその答えを得ることができらう。日帝時代は民族的主体を築くことが識字運動の大きな役目であったし、解放後は識字施策なき国家の代替役といってもいい取り組みをしてきた。対抗軸としての文解運動の伝統が、四〇〇人の生徒が学ぶ教室を自前でやり遂げ、生徒出身の教師を必ず育成し、全文協で教師育成のプログラム研修を実施するまでに活動を発展させた。また非識字者には圧倒的に女性が多い実態に対して、女性対象プログラムにも取り組んでいる。

形式的にあてはめれば、日本なら自主夜間中学に相当する韓国の文解運動だが、担ってきた歴史も、おかれてきた状況もあまりに違う。自主夜中の多くは公立夜間中を目的（公立化）とする運動である。全文協が「識字先進国日本」と呼ぶのは公立夜間中学があることが大きい。日本は公立夜間中学がどれだけ海外で評価されているかを認識すべきなのだ。一方、韓国で自らを制度化の対象にするまでの文解運動を築き上げるには、すでに公立化された夜間中学が存在する日本とは比較にならないほど運動側のエネルギー、結集力を持続させなければならなかった。ここところが「市民大学の元気さの元は何か」と問わずにいられない迫力の源であろう。

韓国の民主化の軌跡においては「対抗軸」がキーワー

ドだろう。日帝への「対抗軸」として民族解放闘争が、解放後は軍事独裁政権への「対抗軸」として民主化闘争が継続した。圧倒的な権力を誇った日帝も軍事政権も崩壊した。「対抗軸」を築いてきた民主化運動は、一九八〇年五月一八日の光州民衆抗争をへて、実質的に全斗煥政権を打倒した一九八七年六月民衆大闘争で民主主義を一気に手繰り寄せた。「国民の政府」を標榜した金大中政権をへて、「参与の政府」盧武鉉政権に今ある。その大きな流れの中に韓国の文解運動はある。全文協は二〇〇三年七月、青瓦台行政担当者と懇談、二〇〇四年には情報通信部などが文解教育機関で予算一八億九〇〇〇万ウォンかけてコンピュータ習得の教育事業を開始した。こうした中で全文協は指導者育成にとって「民主市民教育としての文解教育」の重要性をあげるとともに、文解教育の現場で韓国語を学ぶベトナムからの新渡韓者との出会いを語っている⁵²⁾。日本の公立夜中は、まず日本が識字の機会を奪ったという厳然たる植民地支配の歴史を忘れてはならないが、社会教育と学校教育という拠って立つ制度は異なっても、ともに「民主教育」「グローバル化」の中の文解／識字運動、そして法（文解／識字・基礎教育支援法（仮））制定という目標を共有する日韓識字交流の今後は、テーマを個別化して議論を深めていく段階に

も入ったといえる。

注

(1) 過去に使われた「文盲」という言葉は、どこまでも該当者を無能力者とみる否定的な表現であるのに対して、非文解という用語が韓国では一九九〇年ごろから用いられている。「字を知る」だけではなく、「文解」は文章解読、文化理解能力、文化的解放に進むことまでも意味する。「文解」という用語をはじめで使用した黄宗建は自らの著で「文解段階に到達した人は少なくとも今日の日刊新聞を不便なく読めて同程度の文章を自らの意志を表現できる」(황종건『사회교육의 이념과 실제』전민사『社会教育の理念と実際』チョンミン社)一九九四年、二〇四頁)と規定している。安養市民大学校長(当時)の萬稀はさらに意味を深めて「文解教育は『文字の理解』から出発して『文化理解』へ、さらに進んで『文化解放』まで続ける三段階の過程を刻む。即ち、文化的に疎外された女性個人が存在論的な『抑圧』から『解放』されて、『すべての抑圧』を解き放って自らが主人となる運動」(『내일신문』二〇〇二年七月八日)と述べている。

(2) 백종주 「저학력 비문해 여성의 경험세계에 관한 연구」 『성인대상 한글교육을 위한』 30-40대 여성을 중심으로

「ペク・チョンジュ」低学力非文解女性の経験世界の研究—成人対象の朝鮮語教育を受ける三〇〇代女性を中心に—(梨花女子大学大学院修士論文、二〇〇一年) 六〇七頁。

(3) 前掲明宗子論文、七頁。

(4) 高野雅夫『ルンプロ元年・자립「チャリップ」—父・母の歴史「うらみ」をうけつぎ仇打ち』(修羅書房、一九七五年) から。大阪での夜間中学増設運動(一九六八年一月一日—一九六九年六月八日)では「大阪の二—四日—空気をよこせ」(二八三頁)とその間の運動を象徴的なことばで書いているほか、同書七五六頁所収の新聞インタビューで「普通の人は、文字なんて空気のように当然あるものだしか思わないでしょう。しかし、空気がなくちゃ、死んじゃうんですよ」(『朝日新聞』一九七〇年一月一日)と述べている。

(5) 朝鮮総督府『昭和五年朝鮮総督府国政調査全鮮編第二卷記述報告』二七四頁。国勢調査では「朝鮮語のみ読み書きできる人」と「かな文のみ読み書きできる人」に区分しており、前者は三一万五九七三人、後者は三九万五五七一人と、すでに日本語の読み書きができる人が多い状況がおきていた(同二七四頁)。なお国勢調査での識字内容の統計区分は①かな及び朝鮮語(原文は諺文)を

読み書き得る者②かなのみ読み書き得る者③朝鮮語のみ読み書き得る者④かな、朝鮮語とも読み書き得ざる者—に四区分されている。

(6) 朝鮮総督府前掲書、二七四、二七五頁。男性の非識字率は六二・八九%だった。

(7) 이희수「문해 가치론 정립을 지향하면서」(전국 문해·성인 기초교육협의회 『문해한마당』2003년 교육평등·참세상을 위한)「李ヒス」文解価値論の定立を志向して」全国文解・成人基礎教育協議会編『文解の大いなる広場—二〇〇三年教育平等・素晴らしい人生のため』(二〇〇四年所収)、一三三頁。この論文は二〇〇三年一月二六日に開催された「文解学習権保障のための政策提案文解の大いなる広場」(主催・全国文解・成人基礎教育協議会)で発表された。

(8) 정진석「문자보급을 통한 농촌계몽과 민족운동」(정진석편『의상남인론재단』「チョン・ジンソク」文字普及を通じた農村啓蒙と民族運動)『文字普及運動教材』L Gサンナム言論財団一九九九年所収)、一〇頁の中で紹介された안재홍「1천4백만 문해와 대중문화운동」(『삼천리』「安在鴻」一千四百万の非識字者と大衆文化運動)『三千里』一九三一年九月号所収—筆者未見)の就学率による。ただしこの就学率の典拠資料がわからない

いに対して佐野通夫「教育の支配と植民地の支配―植民地朝鮮における就学率・志望者数の変遷と政策的対応―」（『平成四・五年度科学研究費補助金（総合A）研究成果報告書』研究代表阿部洋、一九九四年所収）によれば、『朝鮮諸学校一覽』や古川宣子「植民地期朝鮮における初等教育」（『日本史研究』三二六号所収）などから一九三〇年度推定学齡児三二〇万八七五一人、就学児童四六万四七六九人を算出している（五五頁）。就学率は一四・四八%になる。

(9) 정진석前掲論文（一〇頁）による。一九三〇年の朝鮮の人口を二〇四三万人と記述しており、非識字率六八・五%は筆者が計算した。

(10) 一九四三年から四六年の第一次朝鮮人初等教育普及拡充計画で就学義務化を謳ったが日本の敗戦により実現に至らなかった。朝鮮総督府は四次の教育施行令を出してきた。最初の第一次朝鮮教育令（一九一一年）では「朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル」（第一条）と規定するように日本人の教育とは別とした。第二次朝鮮教育令（一九二二年）は三・一独立運動後に打ち出された融和策で、四年生の普通学校が六年生に、中学校は五年生などに改められ大学教育を受けられるようになったが、激しい反日感情に対する懐柔政策だった。第三次朝

鮮教育令（一九三八年）では普通学校が小学校、高等普通学校が中学校、女子普通学校が女学校と日本人の学校と名称が統一された。第四次朝鮮教育令（一九四三年）では学校教育を全面的に軍事目的で奉仕させる改訂を行った。朝鮮人児童への公教育義務化のねらいは戦争遂行の皇民化教育であり、「同教育令は戦争遂行のための皇民化教育を媒介として韓国人青少年をして侵略戦争に動員し韓国人青少年の肉体、知識、技術などを全面的に利用しようとした」（鄭在哲『日帝の対韓国植民地政策史』一志社、一九八五年、一五一頁）わけで、就学の義務化が達成されていたか否かを正否の基準として植民地下での朝鮮人教育を論じることは教育のねらいを見誤る。皇国臣民化、侵略戦争動員というねらいが義務化を計画させた本質だからだ。「一九三八年の『第三次』朝鮮教育令」は、志願兵制度と対にして出され、戦時下朝鮮教育会の雑誌『文教の朝鮮』は「校門は営門に通じる」と呼号し、植民地過程初期の民衆の危惧はそのままに、現出された。しかし、それは同時に営門（軍隊）を背景にもつての教育であった。日本植民地統治の崩壊と共に、その脅威は崩れ、新しい教育活動が展開された」（佐野通夫前掲論文六〇頁）と指摘されている。

(11) 朝鮮総督府学務局『朝鮮教育要覧 大正十五年』（一九

- (二六年)では「現在書堂は暫次改善を加うるものを見るに至り国語、算術の如きを教ふるものあり。或は公立普通学校と連絡をとり、或は講習会に出席し時代に順応せんとするものあるに至れり」(一四六頁)とされている。
- (12) 朝鮮総督府学務局『朝鮮教育要覧 大正十五年』(一九二六年)で「書堂累年比較表」中、一九二二(明治四五)年(一九二五(大正一四)年までの書堂数、職員数、生徒数を載せている。最も生徒が多かったのは一九二二(大正一一)年の二九万八〇六七人。
- (13) 『東亜日報』一九三八年六月二四日報道。
- (14) 『朝鮮日報』一九二九年八月一〇日。
- (15) 야학21편집부「한국야학사」(『야학21』제1호「夜学21編集部「韓国夜学史」『夜学21』第一号」一九九八年九月)から。
- (16) 孫仁銖『韓国教育史』(文音社、一九八七年)六六七頁。鄭世鉉『抗日学生民族運動史研究』(一志社、一九七五年)では「抵抗的學生文化運動」の項で「民衆啓発運動」にふれ、「民族言論の後盾を受けて非識字層の目覚めをわかり様々な方法によって啓蒙運動を學生が担当、遂行したが現れた事實は抗日學生が始めた平和的運動の一形態といえる」(四六九頁)としている。
- (17) 정진석前掲論文、一〇頁。
- (18) 정진석前掲論文、一四頁。
- (19) 『朝鮮日報』一九三〇年一〇月二九日四面では記事頁を埋めて「本社主催文字普及班活動成績 九百班員奉仕的努力 蔓五百人文字獲得」と見出しをつけて報じている。
- (20) 『朝鮮日報』一九三〇年一〇月二九日四面。
- (21) 정진석前掲論文、一七頁。
- (22) 鄭世鉉前掲書、四六五～四六六頁。「文字普及運動に参加した学校と人員」としてまとめている。
- (23) 朴晟義「일제하의 언어 문자정책」(『日帝下の言語、文字政策』(高大亜細亜問題研究所『日帝文化侵奪史』玄音社、一九八二年所収)二九四頁。
- (24) 孫仁銖前掲書『韓国教育史』、一三三頁。
- (25) 『東亜日報』一九二八年三月二九日二面には「萬般準備して完成した今日 文盲退治宣伝突然中止 昼夜わかたぬ努力も一朝にして水泡 ポスター、朝鮮語原本すべて押収」と報じた。しかしこの記事は掲載不許可になり、該当部分が削除された。
- (26) 『東亜日報』一九二八年三月二九日二面トップ記事は削除されたが、削除前の報道から、『文盲退治』の出処は社会主義ロシア—警務当局禁止理由」との見出しが書かれている。
- (27) 정진석前掲論文、三三頁。

- (28) 朝鮮総督府による禁止・中止は、『東亜日報』の運動については金允経『朝鮮文字及語学史』(一九三八年)六六二頁などに紹介されているが、『朝鮮日報』についても紹介されたものに宋建鎬『韓国現代史論』(韓国神学研究所、一九七九年)二二七頁がある。宋によれば『東亜日報』一九三三件、『朝鮮日報』一一一件の弾圧を受けた。
- (29) 황종진前掲書、二二二頁。
- (30) 韓国教育三十年編纂委員会編『韓国教育三十年』(三和書籍、一九八〇年、ソウル)の「社会教育—I 民主国家建設基盤造成のための文盲退治」のなかで紹介されている(二二六頁)。典拠としているのは『文教月報』(第四九号、一九五九年一月)で、「解放当時」と記述されている。筆者未見。
- (31) 韓国教育三十年編纂委員会編前掲書、一六頁。
- (32) (33) (34) (35) 황종진前掲書、二二三頁。
- (36) 韓国教育三十年編纂委員会編前掲書、二二三五頁。
- (37) 황종진前掲書、二二四頁、二二五頁。
- (38) 韓国教育三十年編纂委員会編前掲書、二二六頁。
- (39) 백종주前掲論文、二頁。ここでは一九六〇年代以降一〇〇%近い就学率とされているが、大韓民国文教部『文教統計年報』では以下のように推移している。▽一九六五年度〓九五・一%▽六六年度〓九四・四八%▽六七年度〓九六・九%▽六八年度〓九六・三%▽六九年度〓九六・七%。道別の就学率も出されており、六七年度以降九九%台の道がないし二ある(六九年度調べまで)。
- (40) 백종주前掲論文、三頁。
- (41) 황종진前掲書、二〇六頁。
- (42) 以下の夜学の記述は、기독교 야학 연합회「야학사—민중야학의 이론과 실천」[基督教夜学連合会「夜学史—民衆夜学の理論と実践」]中(一九八五年)による。
- (43) 기독교 야학 연합회前掲論文の記述から。
- (44) 황종진前掲書、二〇七頁。
- (45) 최운실「우리나라 성인문해 실태조사 의의와 정책적 시사」에 대한 토론」(한국교육개발원, 평생교육센터「한국 성인의 문해실태와 발전과제 세미나」「치ewan」에 실린「わが国成人文解実態調査意義と政策的示唆」に対する討論「韓国教育開発院、平生教育センター」韓国成人の文解実態と発展課題に関するセミナー」二〇〇一年所収)一一三頁。
- (46) (47) 최운실前掲論文、一一三頁。
- (48) 韓国教育開發院二〇〇二年調査を紹介したものに、「한겨레」[「ハンギョレ」]『世界日報』の二〇〇三年一〇月九日の報道がある。
- (49) 宣言文では「一、非文解は個人の問題ではなく、社会的、

国家的問題である。所管部署と財政支援の根拠規定を明確にする成人基礎教育法を制定せよ。一、現在の教育法に規定されている学習権保障(二条)、機会均等の原則(四條)、義務教育保障(八條)、社会教育振興の義務(一〇條)の原則により教育人的資源部は体系的な全国規模の文解実態を調査し成人文解学習権保障を即刻実施せよ。一、教育部は平生教育政策事業の中で死文化している非営利民間団体支援事業を即刻実施せよ、そして全国三〇〇箇所(箇所)の非営利文解学習共同体を即刻支援せよ。一、現在一部教育庁と地方自治団体で青少年事業(学力被認定非正規学校)の一環として実施している支援を女性社会教育、老人福祉、地域社会開発のため中心的な事業として実施せよ。一、国家と地方自治団体は全世界で進んでいる(ユネスコ二次文解一〇か年計画)に対して文解政策と実施計画を提示せよ」と述べている。

(50) 二〇〇二・日韓識字交流呼びかけ人有志編『日韓識字交流元年―夜間中学と韓国・文解教育』(宇多出版企画、二〇〇三年) 七四頁。

(51) (52) 「識字」に関する日韓共同セミナー参加者(有志)『奪い返した文字とコトバが、新たな世界を創造する―日韓識字交流のうねりから』(宇多出版企画、二〇〇四年) 一三頁。萬稀全文協教会長の二〇〇三年一月の全国夜

間中学研究大会の記念講演から。

(53) 二〇〇四年七月三日の日韓識字交流セミナーでは、日韓文解／識字共同体交流会二〇〇四参加者により「日韓文解／識字学習権宣言」で五つのアクションプログラムを提起している。うち法制定については次のように述べられている。「日韓それぞれの政府は、国内の現実をふまえ、国連の呼びかけに応えて、文解／識字問題へのとりくみを推進するために、文解／識字・基礎教育支援法(仮)を制定すべきである。その中では、問題に対する基本的姿勢、実態把握のための調査研究活動、政府内担当部署や文解／識字センターの設立など推進体制の確立、具体的施策、必要な予算措置などについて定めなければならない」。

付記 近年まで韓国で使われてきた「文盲退治運動」「文盲退治」の「文盲」は、注(1)で記述したように非識字者への侮蔑的意味合いをもつが、植民地下での新聞社のキャンペーンなどは歴史用語としてそのまま使用した。「文解運動」は、韓国社会で使われ始めた一九九〇年以降の歴史記述に使用した。